

日程第1 一般質問

5番 松村利宏

- (1) 教育のデジタル化 プログラミング教育について
- (2) 防災・減災、国土強靱化で国道153号坂戸地区のバイパス推進について
- (3) ゴミの不法投棄について
- (4) 国道153号の草刈りについて
- (5) 天竜川堤防の草刈りについて

4番 大原孝芳

- (1) 東日本大震災から10年の節目にあたって
- (2) 関係人口の創出、拡大について

2番 飯島寛

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応について
- (2) 地区加入金、地区費の取り扱いと、地区不加入世帯について

出席議員（9名）

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
10番	山崎啓造

欠席議員（1名）

9番	鈴木絹子
----	------

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	中平仁司
地域政策課長	松村恵介	会計管理者	半崎節子
保健福祉課長	菅沼元臣	住民税務課長	宮崎朋実
建設環境課長	小林好彦	産業振興課長	松澤広志
教育次長	桃澤清隆	環境水道室長	

職務のために参加した者

議会事務局長	井原伸子
書記	座光寺てるこ

# 令和3年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和3年3月9日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は9人です。9番 鈴木絹子議員より欠席届が提出され、許可をしてあります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番 松村利宏議員。

○5番 (松村 利宏) 私は、既に通告してあります一般質問通告書に基づき質問いたします。

ちょっと今回、質問数が多いので、大体質問のほうは何分かありますけども、ずっと続けてさせていただいて、特に教育デジタル化のところについては5つに分けて質問させていただきたいというふうに思います。いろいろと込み入った質問になっていきますので、簡潔な回答をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

私は、2018年12月定例会一般質問でプログラミング教育の必要性、ICT環境の整備、プログラミング指導計画の作成、身の回りにあるプログラミングについて学習、先行している学校・教育委員会との連携、IT企業・大学との連携、情報機器の取扱い・運用・故障排除・メンテナンスのための人材確保、小中一貫カリキュラム作成について提案をいたしました。

2021年、今年4月から小中学校でプログラミング教育が開始になります。今回、プログラミング教育について確認と提案を行いたいと思います。

まず1つですが、プログラミング教育の必要性は、教員が理解し、小中学生に教育しなければなりません。さらに重要なことは、保護者に必要性を理解してもらわなければなりません。

情報通信技術の急激な発展は、グローバル化が進む経済社会に変革をもたらすとともに、我々の日常生活やライフスタイルに対しても大きな影響を与えるものであり、こうした動きは今後も世界規模で進行していくことが予想されます。このような、より高度な情報社会において社会の変化に対応できる力を身につけることは非常に重要であり、子どもたちから大人や高齢者を含めて全ての国民がそれぞれに情報活用能力を身につけることが求められています。

特に、我が国の未来を担う子どもたちは発達段階に応じてICTに適切に触れなが

ら情報活用能力を育成することが必要であり、学校教育においては各教科等の学習を通じてその育成を図ることとなっています。読み書きそろばんがプログラミングといっても過言ではありません。

今後、IT産業が成長を続ける中、IT人材は2030年には約45万人不足すると推定されており、IT人材の育成が急務となっています。

私はプログラミング教育の必要性を教員が理解し保護者に説明することが必要と提案しながら2年が経過しましたが、その状況について教育長にお聞きします。

○教育長 プログラミング教育につきましては、平成29年度に告示された学習指導要領に位置づけられ、小学校では令和2年度からスタートをしております。中学校は令和3年度から、高等学校は令和3年度・4年度から順次スタートということになっております。

これまで、教員につきましては、村内の3校の研修会でプログラミング学習のソフトの使い方を研修しましたり、校内の研修会でその目的や必要性について学んだりしてきております。

保護者の皆さんには、校長講話等で新しい学習指導要領で位置づけられた新たな教育内容として紹介してきておりますが、コロナ禍、その対応に時間を費やしてきたこともありまして、詳しく説明する機会を設けるということは難しかったように思っております。むしろ1人1端末の導入など教育環境が一通り形になります令和3年度から、授業実践を通して具体的に保護者の皆様にも理解していただけるようになるというふうに考えております。

○5番 (松村 利宏) 今、説明を伺いまして非常に安心したところです。ちょっと心配だったのは、コロナ禍だったんで、なかなか教員の方も、それから父兄の方にもなかなか説明ができていく状況だったというふうに思います。その中でも徐々にやられているということで安心しました。今後、引き続き教員の能力向上、後で述べますけども父兄の方々への実践っていうのをやっていただきたいというふうに思います。

じゃあ次に参ります。

村は、2020年、公民館の夏休み子ども企画小学生ふるさと教室でプログラミング工作教室「線の上を走る車を作ろう」に小学生10名、保護者2名が参加しました。村としては初めてのプログラミング教育であり、私が提案したプログラミング教育の必要性を小学生及び保護者に理解してもらいよい機会になったと考えています。

また、私の2018年12月定例会一般質問での学校教育でプログラミング教室を開始する前にプログラミング教育を行うことが必要だとの提案を実践してもらい、喜ばしいことだと思っています。

プログラミングはプログラマーを育てる教育ではありません。子どもの論理的思考力や問題解決能力を育むための新しい教育です。

村としては、プログラミングの必要性を住民に理解してもらうため、社会教育の場においてプログラミング教育を充実し、多くの住民に参加してもらうことを提案します。これも継続してどんどんやってもらうっていうことをお願いしたいというふうに

思います。

教育長の見解をお願いします。

○教育長

今、御紹介のとおり、公民館夏休み子ども企画小学生ふるさと教室で取り上げました。工作としても楽しめる内容でありまして、子どもたちも興味を持って取り組んでくれたというふうに承知をしております。

御指摘のとおり、プログラミング教育はプログラマーを養成する教育ということではなく、これからの時代を生きる子どもたちがコンピューターの仕組みを理解し、うまく活用する方法を学びながらプログラミングを学ぶことを通して論理的に考える力、あるいは問題を解決する力を培っていく教育というふうに承知をしております。

小中高と進むにつれて高度な内容を扱うようになっておりまして、村民の皆さんにプログラミング教育の何を理解していただくのがよいのか、あるいはどのような内容を提示していくのがよいのかということは、実は難しい問題になるかなあというふうに承知をしておるところでございます。プログラミング教育の理解を目的にすることよりは、コンピューターの仕組みを理解していただいたり、活用する体験的な学習の機会を提供すると、そういう意味合いで、より実際にそういう機会を提供していくということが大事ではないかというふうに考えております。

社会教育は村民の皆さんの様々な興味や関心、要望に応じて生涯学習の機会を提供していく場ですので、こうした内容につきましても講座の1つとして検討していくことは可能かというふうに考えております。

○5番

(松村 利宏) 今御回答いただきましたとおりだと私も思っておりまして、やはりこれからICTを使って、要するに村内でも、高齢者も関係なく、AIも含めた、そういう環境の中で生活をしていくことが求められていますので、その辺のところの技術的なところをしっかりと社会教育で、体育とかいろいろやっていただいているのと同じようにやっていただければ非常にいいかと思っておりますので、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次に参ります。

ICT環境の整備、情報機器の取扱い、運用・故障排除・メンテナンスのための人材確保についても、2018年12月定例会一般質問で小中学生に対して1人1台のIT端末の導入を計画的に進め、ICT環境整備を推進、専門家の配置を提案しました。

村は、令和元年度・2年度予算、補正予算によりICT環境整備を推進し、小中学校における令和3年度から、一部令和2年から小学生は入っているわけですが、ICT教育が開始できる体制を推進しています。

令和3年度からICT教育を行うために、1人1台のICT端末の導入、教室とか教員が使用する端末、モニターとか電子黒板、教材の整備状況についてお聞きします。

○教育長

ハード面としては、これまで各校1クラス分のパソコンを配置してクラス単位でパソコンを活用した学習を既に始めておるところでございますが、現在1人1端末の配置に向けて準備を進めておりまして、一応予定では本年度中に納入がかなうのではないかとこのように思います。

また、校内ネットワークの整備も進めております。

また、これからのオンライン学習に備えまして、本年度立ち上げました家庭学習のための通信環境整備事業、これによりまして各家庭でまだ通信環境が整っていない御家庭に対しまして通信環境を整備するための経費に補助金を交付するよういたしました。現在18件の申請がございまして、この事業に関わる家庭での整備も進めていただいているという状況でございます。

そのほか、モニターとして利用する大型テレビでありますとかプロジェクター等、ICT環境の整備に必要なものが一通りそろそろよう今準備を進めておりますので、令和3年度からはそうしたものの活用がスタートできるのではないかと思います。

また、ちなみにソフト面でもAIドリルを導入しまして、学校では既に活用を始めております。

また、学校のデジタル化の1つとしまして教職員につきましても県の統一した総合型校務支援システムを来年度から導入する予定でおりますので、そちらのほうもデジタル化が進むものと期待をしております。

○5番

(松村 利宏) 一番私が心配した校内のほうは、大分、大体順調にいつているっていうのは認識をしていたとおりなんで大丈夫だと思います。ソフト面、ハード面、両方ともそうなんですけど。

ちょっとコロナ禍のところ、今後、私のほうもいろいろと勉強して現況を確認していかなきゃいけないと思っていたところの各家庭の通信状況、この辺のところももう既に進められているっていうことで、非常に安心をいたしました。これによってまたいろんな教育の仕方っていうのができるのかなあというように思っておりますので、この辺もしっかりと進めていただけて、できるだけ家にそういう環境がないっていうことがないようにしていただければ、非常に教育の幅っていうか、やり方を含めて広がってくると思いますので、しっかりとお願いしたいというふうに思います。

次に参ります。

ICT教育の計画実施についても、2018年12月定例会一般質問でプログラミング指導計画の作成、身の回りにあるプログラミングについての学習、先行している学校・教育委員会との連携、IT企業・大学との連携について提案しました。

中川村総合戦略、令和2年～令和6年では、小中学校の活性化として情報活用能力の学習の基礎となる資質、能力と位置づけるICT環境の整備、プログラミング教育をはじめとするSTEAM学習の環境整備、個別最適化による創造性を育める教育、ICT環境整備を計画しています。

私の一般質問への回答は、専門家の配置を検討する、学校ごとにプログラミング指導計画の作成を県教育委員会、プログラミング教育を先行して実施している学校、教育委員会と連携をして進めるということでした。

小中学校におけるプログラミング指導計画は国、県の指導に基づき学校で作成していますが、身の回りにあるプログラミングについて学習、先行している学校・教育委員会との連携、IT企業・大学との連携について現況をお聞きします。

村長は、2020年7月7日、総合教育会議でICT環境整備として村独自で外部専門家を配置する方針を示しました。村長は総合教育会議でICT環境整備として村独自で外部専門家を配置するとしていますが、その配置時期、専門家に期待する能力をお聞きします。

情報機器の取扱い、運用、故障排除、メンテナンスについてはどのように考えているのかも確認をしたいと思います。

それから、国は、今年1月に公立小中学校の教員がICTを活用した授業方法を学ぶ研修を受講しやすくするため通勤校にいたまま受けられるオンライン方式を4月から拡充すると決めました。具体的には、研修動画作成を手助けするIT企業の技術者、大学教授を各地の教育委員会に派遣、研修教材をホームページに公開、ICT授業を積極活用している事例、端末トラブルへの対応処置などを紹介するとしています。

また、県は、2021年度、ICT教育推進センターを開設し、授業の普及や指導を行います。

教員のICTを活用した授業方法能力を向上させ、自信を持って教育を行うことが重要です。

教育のデジタル化推進のためにはロードマップ作成が必要だと考えます。ロードマップの項目は、遠隔オンライン教育、デジタル教科書、教材、総合型校務支援システム、学習ログの活用促進、学習の定着度合いを把握する手段としてICTの活用促進、学校におけるICT活用のPDCA構築、これらに必要な教員養成、研修や指導体制の充実、外部人材の参画促進などを含めなければなりません。このためには、外部専門家を中心としてロードマップを作成し実行することが必要だということですので、それを提案します。

先ほどいただきました件、それからソフトをいろいろ使われているということがありますが、やはり、今後さらなる充実を図っていくためにも必要だというふうに思いますので、そういう観点で今の村長、教育長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村長 まず、人材の確保、専門家との連携と申しますか、そういう面からお答えをしたいと思います。

令和3年度からICT支援員を配置いたします。このICT支援員、どういふ方かといいますと、この3月に定年退職を迎える教員であります。ICTについても非常に詳しい方です。専門が数学の教師の方で、ICTについても特化して研修を受けてこられた方というふうに伺っております。この方、そういうことですので学校教育とICTにも非常になじみが深いということで、各校のICT環境整備と授業づくりの中心になってまとめていただくことを目的としております。具体的には、先生方と一緒に指導計画書を作成すること、そして実際の授業で実践するときのサポート役として、その役目を担っていただくことというのがICT支援員の目的であります。

さらに、技術的な指導に関してですが、導入するパソコンにつきましては、Chromebookというふうに決めました。Chromebookです。グーグルのトレー

ニングパートナーであります協力会社と申しますか、インストラクターの集団でありますけれども、この外部専門家に学校に入っていて、児童生徒に対してChromebookの操作法の指導補助、教師への授業サポートや研修、指導等を担ってもらう予定であります。特に問題がなければリモートということもあるわけでありまして、各校1日で4回くらいの、毎回というわけではありませんが、そんな予定であります。ICT支援員と協力して実践的に取組を進める体制を取ってまいりたいと考えております。

あと、機器類のメンテナンスについては業者の対応ということで、技術的にはうまくいくように体制を組んでおるところであります。

細かくは、あとのことにつきましては教育長のほうから答弁をいたします。

○教育長

教育のデジタル化につきましては、授業でICTを活用するという点にはかならないというふうに考えております。では誰が活用するのかという点でありますけれども、1人1台の端末を導入する意味というのは、教師が教えるための教具として活用するという点ではなく、むしろ子どもたちが自分の興味、関心を広げ、他の人とつながって学びを深めたりしながら自分の可能性を伸ばしていくと、そのような学びを実現するためのツールであり、子どもたちが活用の主体であるというふうに考えております。そのためには、まずICT環境を整えていかなければなりませんし、授業実践をサポートして教師の専門性向上を支援する体制づくりを進めることが必要であるというふうに考えております。そのために、今、村長の答弁にありましたとおり、ICT支援員、それと非常にその面に詳しい外部の専門家を入れて、より実践的に取り組むことが学校での推進に役立つのではないかと申します。

また、プログラミング教育を進める上で、先行して取り組んでいる学校、教育委員会や企業、大学等の連携等につきましては、先ほど来お話ししていますようにコロナ禍への対応もありまして十分進んでいないのが現状ではあります。今後、また検討をしていくようにしていきたいというふうに思っております。

県の教育委員会が来年度設置を予定していますICT教育推進センターにつきましては、実践研究を行うということですので、その知見を得てさらに進めますよう連携していきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、プログラミング教育は、その目的や教育内容の例示はされているわけですが、何をどのようにやるのかというのは、実は学校に任されておまして、実践を重ねることによってしか進められないというふうに思っております。

ICTにつきましては、ある意味、素人と行ってもいい段階からのスタートになりますので、そうした現実と実態を踏まえた上で専門家の力を借りて前進させる必要があると思っております。

令和3年度からは、整えたICT環境を土台に、それを活用できる体制をさらに整えまして、実践を重ねていく先にどのような見通しを持って進めていくか、議員御指摘のロードマップもそのことによって見えてくるのではないかと申します。

ります。そして、その中心になって取り組んでいただくのがICT支援員であり、外部専門家のサポートをしっかりと取り入れていくことだと思っておりますので、そのことを来年度はしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 私がイメージしていたより、さらに踏み込んで進めていただいているという認識を持ちました。

特に外部指導員のところは、やはりスペシャリストが必要だっという認識を持っていましたが、教員であり、しかも定年退職された後で、ICTに非常に、技術的にも、それから運用にも非常にやっておられたという素晴らしい方だという認識を持っておりますので、そこをしっかりとやって、どうしても、とかく、過去この2年間を見ていると、プログラミング、ICTのところについては都市部のところのいろんな小中学校、高校も含めて非常に進んでいるという認識を持っていましたので、日本という国においては、田舎にあらうと都市部であらうと、そういうのが国で決まれば一気に進められるという認識を持っておりますので、その体制をしっかりと取って、中川村の小中学生が高校へ行ったときは全然分からないということがないように、しっかりとここで進めていただくと。そして、その状況をさらに進めて、村のICT環境、それからAIを含めた、そういうのを一気に進めるということが重要だと思っておりますので、その基本はまず小中学校からというふうに思っておりますので、いろんな状況を聞きながら、県、国の対応を見ながら進めていただければというふうに思いますので、しっかりとよろしくお願いします。

次に参ります。

私は、2018年12月一般質問でプログラミング教育において小中一貫カリキュラムを作成して行うことを提案しました。

外部専門家の導入が決定しており、小中学校を1人で指導することになるため、プログラミング教育の小中一貫カリキュラム作成は容易にできると考えます。

また、国は、2022年から小学校5・6年の理科、数学、英語など3教科で学科担任制を本格導入すると発表しました。教員が得意分野の教科を担当することにより、授業の質が高まることが期待できます。

プログラミング教育において小中一貫カリキュラムの作成とICTを活用し対面とオンラインを使いこなす教育のハイブリッド化を加速させることを提案します。

村は小中学校の教員数が少なく2022年度から教科担任制導入が難しいため、教員の増員要望を提案します。この辺は非常に、果たしてそれがいるのかというのは非常に難しいところはあると思うんですけども、そういう観点での見解をお聞きします。

○教育長 学習指導要領におきましては、小学校ではプログラミングを体験するという、中学校では技術・家庭科の技術において計測、制御、双方向のコンテンツのプログラムなどを学ぶということ、それと高等学校では情報科でアルゴリズムやネットワーク、シミュレーション、データサイエンス、情報システムまで含めたプログラミングを学ぶとしておりまして、より高度で専門的な学習へとどんどん進んでいく、そういうカ

リキュラムになっております。

小中学校におきましては、やはりつながりが必要でありますし、2校ある小学校がやはり同じような進度で進んでいくということも必要になりますので、ICT支援員には3校を支援して回っていただくということになっております。学校の実態を理解しながら小中一貫した指導の中心になっていただけるものと期待をしておるところでございます。そういう中で共通した指導計画を作成しながら進めてまいりたいというふうに思います。

コロナ禍の中、これまでの対面学習の重要性を改めて私どもの確認をいたしましたし、オンライン学習による発展的な学習の可能性も明らかになってきております。

議員御指摘のとおり、教育のハイブリッド化、これは一つ一つのことを着実にやっていくことで行きつく場所になるかなあというふうに考えておりますので、そうなるよう教育委員会としましても目指していきたいというふうに考えております。

また、小学校高学年における教科担任制につきましては、この1月に中央教育審議会の答申で提案された段階でございまして、今後どのように実現していくかというのはまだまだ分かりません。

ただ、こうした専門的な指導が小学校の高学年から受けられるということは、子どもたちがより楽しく学び、学力を伸ばしていくというためにも期待される部分であります。

配置については、いろんな形が考えられますけれども、この地域の実情でありますとか学校規模の中で、村のほうでどの程度の対応ができるかっていうことはまだまだ分かりませんが、国や県の動向を注視しながら、少なくとも中川村の子どもたちがこういう制度が利用できないような状況にならないように、何とか対応ができるよう検討を進めていきたいというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 支援員の方を大いに活用していただいて、3校一貫してカリキュラムを作っていただくということですので、しっかりとその辺、教員の方と、それから父兄の方も含めてしっかりとやっていただければというふうに思います。

それから、ハイブリッド化のところは、まさに教育長言われたとおり一つ一つを着実にこなしていくことがそれにつながるんだろうと思います。

たまたまこの1年間で、コロナのために、オンラインという教育とか、いろいろ使わなきゃいけないということが生起しましたので、これは中川村だけじゃなくて、国も5年間のところが1年で全部終わると、10年が1年で終わったというぐらいのスピード感が達成できたというところになるんですけども、これをやっぱり継続していくことが重要だと思いますので、対面教育も非常に重要です。しかしながら、両方をうまくミックスしながら着実にやっていくということをお願いしたいというふうに思います。

教員の今後の教育のところは、しっかりと私もウォッチングしながら、国の教育対策とかをしっかりと見ていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いします。

では、次に参ります。

私は、昨年9月の定例会一般質問で、国道153号、坂戸地区は災害が多発しており、伊那谷における流通、通勤に大きな支障があるためバイパス建設を早急に行うことが必要であると提案しました。

村長のほうから、国道153号の改良整備は土砂崩落対策だけではなく、積雪によるスタック、立ち往生対策のためにもバイパスが必要と回答いただきました。

また、供用開始された伊南バイパスと事業化された飯田北改良区間の残された区間となる飯島町本郷から高森町下市田の改良整備を強力に進めるため国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会を昨年立ち上げ、国会議員及び県会議員を顧問として関係機関に対して要望活動を行っているが、国道のバイパスは国が直轄で事業をやるため、伊駒アルプスロードが要望から10年以上かかり、長い運動になると認識を持っているという回答がありました。

県は昨年7月発生した豪雨によるのり面崩壊現場に土砂流出防止柵を設置しましたが、のり面崩壊した現場は土砂がそのまま残置してあります。今年も6月から梅雨の季節になり、2次災害、昨年ののり面崩壊した近傍ののり面崩壊等により国道153号の通行止めの発生が危惧されます。

今年1月19日には、積雪により、国道153号、坂戸においてトラックがスタックして通勤時間帯に渋滞が発生しました。

災害、降雪による通行止め、渋滞を解決するため、多くの方から国道153号、坂戸地区を何とかしてもらいたいという要望をいただきました。

国道153号は中川村唯一の幹線道路であり、伊那谷を南北につなぐ唯一の国道で、物流、流通に極めて重要です。10年以上この危険な状態を継続することは、安全・安心を確保する観点から待つことはできません。

国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良工事が決定したとしても坂戸が通行の支障になることは確実であります。このため、坂戸地区のバイパスを先行することが必要です。

そこで、防災・減災、国土強靱化事業として坂戸地区のバイパス要望することを提案します。

国は、防災・減災、国土強靱化を2025年まで重視事項として捉えています。

また、坂戸地区のバイパス化が行われれば、昨年12月、国重要文化財に指定された坂戸地区坂戸橋、村は坂戸橋の活用について、1月21日、関係者で意見交換が行われています。国道153号がバイパス化により坂戸を通過することがなくなれば、坂戸橋付近の活用の幅は広がると思われます。これは、見たとおり、あそこを通っているために、坂戸橋あたり、花見をゆっくり見ることもできません、通行量が多くて。非常に危ないところです。それから地籍ありませんので、そういう観点でこの活用の幅は相当広がるというふうに思います。

村長の見解をお願いします。

○村長 長野県強靱化計画、これにつきましては、大規模自然災害に対して事前の防災及び

災害その他迅速な復旧等に資するための政策を総合的に実施する、そのため様々な分野の指針となる、こういう計画でございます。

まず中川村の現状について申し上げたいと思いますが、中川村のまずサンアリーナという施設があるわけでありまして、これにつきましては長野県の広域物資輸送拠点施設に指定となっております、これにつなぎ、接続しております国道153号は第1次緊急輸送路に指定をされております。こういう位置関係にあるということでございます。

5番議員の指摘のありましたとおり、坂戸橋付近は今後もり面崩落が起こるといいう可能性は十分考えられるわけでありまして、特に災害時には緊急輸送路となる国道153号の安全の確保は長野県の責任において対応すべきものである、このように思っております。そのために、毎年実施をしております伊那建設事務所での現地調査、これをやっておりますけれども、この現地調査の際にも箇所をつぶさに見て、要望を毎年しておると、こういうことでございます。

また、その現状や危険性についても県議会に伝わりますように、上伊那選出の県議会議員さんいらっしゃいますけれども、その方々に参加をお願いして説明をしております。昨年はコロナということがありまして議員と一緒に現地踏査をしていただくという機会は持てなかったわけでありまして、毎年このことは要望をしております。

それから、もう一つ、坂戸橋付近の花見といいますか、重要文化財としての指定の坂戸橋及びその周辺の桜並木、こういったところのやっぱり今後の活用、もちろん坂戸公園もあるわけですが、については、先ほどからお話がありましたとおり、バイパス化というお話ですけれども、まず伊那バレー・リニア北バイパスの計画がある程度具体化になってくるとき、ルート案が示されたときに、やはり併せて検討していくべき課題かなあというふうに思っております。

○5番 (松村 利宏) 今回回答いただきまして、県、それから国のほうへ要望しているというのは、そのとおりだというふうに思います。

ワンチャンスとして、国の防災・減災、国土強靱化というのを併せて、先にリニアの関係するところの期成同盟会でやっていくのも重要なんですけども、それと並行してそれも押していただくのをしっかりとやっていただく、今、村長の認識としては、そちらも併せながら、当然リニアはほかの市町村もありますので、それと連携を取りながらということだと思っておりますので、また災害が発生してしまうと大変なことになりますので、それも含めて、できればそこも追及していただくという認識で回答いただいたと思っておりますので、その辺もしっかりと、今後。私のほうもしっかりと県会議員とか各議員のほうに、国会議員等を含めて連携取っていきたいと思っておりますので、しっかりとお願いしたいというふうに思います。

では次に参ります。

村全般にごみの不法投棄が続いています。ごみは、空き缶、ビニール、家庭用品、選定後の木など様々です。不法投棄が行われている場所は、国道、県道、村道、林道、

河川道に面している山林、河川、農地等です。各地区、行政は、毎年、地区内のごみ拾いを行っており、見える範囲の不法投棄物は処理されています。

しかしながら、林道、村道、河川沿いで毎年同じ場所に不法投棄が続いています。その共通点は、村と隣接町村との境界の近傍、車が通行できる道路沿い、里山内に林道、村道があり民家がない場所、天竜川と小河川が合流する近傍です。

行政は不法投棄に対するパトロールを継続しており、地区は近傍に住んでいる方が定期的に監視をしていますが、不法投棄はなくなりません。不法投棄物は行政が住民の通報に基づき処分をしてもらっています。

不法投棄の共通点がある場所に限定して不法投棄禁止の看板設置を提案します。

また、村内各地に設置してある各種看板は、廃棄物同様なものが多数あります。多くの住民から苦情の意見があります。行政は、そのような看板を排除することが必要です。このため、必要であれば環境保全条例の見直し、これをしっかりやって、そういうのを取り除くということが必要だと思います。

当然、行政によるパトロール、地区住民による監視は継続していくことが必要だと思いますが、村の見解をお聞きします。

それではお答えします。

まず、地区の皆さんに定期的に村内の不法投棄ごみ等を拾っていただきまして、大変ありがとうございます。

それでは状況を説明させていただきますが、村内の不法投棄の状況でありますけれども、昨年度末の数値で1,350 kg、1.35 tの回収を行っております。5年ほど前までは2 tを超えるものもありましたが、最近は1.5 t程度となっております。

見えない所への大型の不燃物の投機は減少傾向となっております。

御指摘のとおり複数回の連絡をいただく場所もありますので、それに対しては対応しております。現在30か所ほどのところにごみを捨てないでというような看板を設置しております。地域の方と相談しながら看板の設置については検討をしていきたいと思っております。

不法投棄については、先ほども言われたように人のいないところに捨てていかれてしまいます。最近については、道路脇のポイ捨てなど非常に気になる場所もありますが、基本的なところ、ごみというよりも、そういうものは資源だというようなSDGs的な考え方を広報、それから教育にも生かしていくことが必要ではなかろうかと思っております。

それから、気になる看板につきましてですけれども、県が毎年9月に屋外広告物の適正化旬間というものを設けております。

村では、それに合わせて実施計画を立て、建設事務所、それから警察署、中電、NTTなど関係機関とともにパトロールを実施しております。

看板類については、県の屋外広告物条例により規制がありますので、それに従って対応しております。

また、村では、中川村美しい村づくり事業補助金の中で看板類の撤去更新事業とし

て看板類の補助を出しております。

御提案の環境保全条例につきましては、公害の発生や自然環境の破壊というような環境の保全上直接的に支障が出る事項に対応しておりますので、不法投棄の禁止についてもうたっておりますけれども、看板については対象としておりません。

御提案のパトロールや監視につきまして、現状、定期的な対応をしておりますので、引き続き地域の中でお気づきのこと等がありましたら御連絡いただくなど、村民一体となってきれいな村をつくっていききたいと思っております。

以上です。

○5 番 (松村 利宏) 今回答いただきましたとおり、地区のほうとしっかりと連携取るように、また地区のほうにもお願いしてやっていくとかが必要だと思いますので、連携をお願いします。

それから、村内のいろんな看板については、今、建設事務所とかいろいろところで年1回、それから美しい村条例のところでもやっているってということなんで、そのところをしっかりと毎年連携してやっていただいて、そんなところを排除できていければというふうに思いますので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

じゃあ次に参ります。

道路の草刈りは各道路を管理する道路管理者が行うことになっています。国が管理する国道の場合は国土交通省、都道府県または政令指定都市が管理する国道、都道府県道の場合は都道府県または政令指定都市、市町村道の場合は市町村が実施しています。

国道153号の管理は伊那建設事務所が行っており、国道153号切り盛り土部分の草刈りは伊那建設事務所が行うこととなります。

国道切り盛り土部の草刈りにおける県の見解は、道路から幅1mについて県が契約した業者が年1回行うとしています。

国道153号切り盛り土部分の草刈りは、草刈り可能な場所について各地区が年1回、農地が国道に接している個人が行っています。

各地区は、2月、害虫駆除野焼きで切り盛り部分の草を処理するため伊那建設事務所に申請をしています。伊那建設事務所は、ガードレールに被害の内容にしてもらいたい、万が一被害があった場合は賠償請求するとの回答のため、野焼きを実施できない状況です。

さらに、各地区が過去に消防に連絡し、野焼きを実施していると、煙が出るため通行している運転手が火災だと消防、警察に通報があり、何回も問題が発生しております。

村は、地区、個人がボランティア活動していることに対してどのように考えていますか。

県が契約している業者に草刈り時期を確認したところ、小平・竹の上・小和田地区は、つるが伸びて国道の通行に支障があり、国道切り盛り部の下にある通路部が草で

○環境水道室長

見えなくなるため7月～8月実施している、中央・田島・中田島・南田島地区は小平・竹の上・小和田地区に連携して7月～8月に実施しているとの回答を得ました。

国道のり面を良好な状態に維持するためには年3回の草刈りが必要です。村は、県に年3回の草刈りを行うよう要望する、これができない場合は県に補助金を要望し、その範囲内で年3回の草刈りを行うことを提案します。

これ、なかなか難しいっていうのは過去にも聞いているわけですが、草刈りの時期を例えば年2回、地区は1回やっているわけですから、11月頃やれば4月までは草は伸びないわけですから、そういうのも含めていろんな見解をお聞きしたいというふうに思います。

○建設環境課長

毎年、村に対しまして各地区のほうから要望書が出されますが、その中には道路等の草刈りについて高齢化や人口減少により大変苦慮していると、特に急傾斜のり面につきましては危険でもあり、何か支援等を考えてほしいといった話が出ることもあります。

現状では、予算の関係もあり、村道・河川管理交付金として僅かな金額で村民の皆さんに草刈り等をお願いしております。

中川村の皆さんは、昔から自分の所有する宅地や農地等は当然ですが、その地先まで当たり前のように管理をする方々がたくさんいらっしゃいまして、またそのように活動をする地区が多くあることも存じております。

国道、県道、村道という区分だけではなく、本来、全ての公共施設がその管理者により管理されることがあるべき姿であることは十分認識をしております、大変心苦しく感じております。

県が管理する国道及び県道の除草につきましては、3年くらい前までは年に2回行われておりましたが、予算の関係上、年1回になってしまったようです。通行に支障が出ないよう適切な管理を要望していきます。

また、県に対しての補助金は、県予算のことでもありまして、伊那建設事務所との現地調査の際に、県議会に伝わるよう、参加していただきます県議会議員にも現状を報告していきたいと思っています。

○5 番

(松村 利宏) 今、現状がよく分かりまして、やっぱり地元のほう、地区のほうは高齢化と、それから人口が減っていますので、適齢人員、草刈りの、それも加味してやっていただきたいと。私も県会議員としっかりと連携を取ってやっていきたいと思えますので、引き続きお願いいたします。

じゃあ次に参ります。

河川管理者は、一般・1級河川で直轄管理区間が国土交通大臣、指定管理区間は都道府県知事、2級河川が都道府県知事、準用河川が市町村長、普通河川が地方公共団体、市町村長です。

中川村区域の天竜川管理者は天竜川上流河川事務所で、村の天竜川以外の1級河川管理者は長野県知事です。

天竜川の堤防は、飯沼地区、小和田地区、葛北地区、渡場地区、田島地区、中田島

地区、南田島地区で、水田に隣接しています。

天竜川堤防の草刈りは天竜川上流河川事務所が年1回実施していますが、堤防の草は11月～7月の間1m以上の高さがあります。これ全てのところではなくて、刈っているところ、それから堤外地がコンクリートで覆われているところとか、いろいろなところがありますので、一概に全部というわけではありません。

各地区は、村が承認している害虫駆除野焼き、これは消防に通報してやるわけですが、火災防止のため、風が強い日は行わない、午前中に実施するなど、統制して2月に実施しています。

土手焼きの火が天竜川堤防の草に燃え移り、地区及び消防が消火する事案が今年2件発生しました。

天竜川堤防に火をつけた人は、役場を経由して天竜川上流河川事務所に報告しなければなりません。

過去何回も発生しており、犯人探しとなる事案も過去には発生しております。

今年発生した2件は、風がほとんど吹いていないにもかかわらず天竜川堤防の草が燃えました。原因は明らかに天竜川堤防の草が1mも伸びていることにあります。当然、バケツも持って、水も持っていました。これは、私も当日、2件、実際に現場も見ています。

村は、天竜川上流河川事務所に2月害虫駆除野焼き時に天竜川堤防の草が伸びていないように要望すること、これをまず提案したいと思います。仮にこれができない場合は、天竜川河川事務所がオーケーするのかどうか分かりませんが、一緒に野焼きを全部やってしまうということもできるのかなあと考えています。それが嫌だということであれば、堤外地をコンクリートで徐々に覆っていくというやり方もあるのかなあと思えますので、村の見解をお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

今御質問いただきましたことにつきまして回答をさせていただきます。

まず野焼きについてであります。

野外で廃棄物を焼却する野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止をされております。

しかし、農業を営むためにやむを得ないとして行われる廃棄物の処理に限り例外とされており、これが該当するというふうに考えます。

地区営農組合主体で行う土手野焼きにつきましては、土手焼き日程を地元消防団と調整し、地区ごと一斉に行うことが通例でございました。しかし、本年につきましては新型コロナウイルス感染症による消防団の研修活動がなくなったことから、日程調整の部分で営農組合の方針によってはばらばらの対応となるというような地区も見られておりました。

土手焼きにつきましては、害虫駆除を目的に行われております。必要最低限の実施により、周辺に迷惑をかけないことはもとより、近隣への延焼に最大限注意いただくことをお願いしております。

しかし、これまでも煙による住民生活への苦情なども寄せられており、実施の際に

は、例外的な活動であることを御考慮いただきながら、必要最低限の実施により周辺環境への影響ができるだけないよう、御理解をいただきますようお願いはしております。

なお、今春の土手焼きにおきまして、2件、天竜川堤防℃手を焼いてしまうことがあった事案につきましてであります。

所管する天竜川上流河川事務所駒ヶ根出張所におきましては、堤防上の舗装への損傷や堤防上の構造物への影響を懸念しております。

しかし、事前の届出によりまして農業者が堤防の土手焼きを行うことも可能であります。

また、堤防の除草は出張所のほうで年1回ということで実施をしておりますが、除草時期につきましては要望により変更することも可能とのことであります。

以上のように、土手焼きを行う際には延焼などに十分御注意いただくことを前提としまして、天竜川堤防での延焼の可能性のある場合には事前の届出により対応していただくことも可能であることなど、要望等がある場合につきましては出張所も柔軟に対応していただけるとのことから、事前の御相談等をいただければというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 非常にすばらしい回答をいただきました。

各地区、しっかりと今の状況を確認させていただいて、それから村のほうへ要望して河川事務所と連携取ってやっていくということが重要だと思いますので、これでしっかりとやっていきたいというふうに思います。

それから、草刈りの時期もまたいろいろ検討していただけるということでしたので、これも地区と連携取って最善の形ができるっていうのが一番望ましいと思いますんで、これで非常に各地区ともやりやすくなったっていうか、安心していろんなことができると思いますので、今後ともしっかりと連携をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議 長 これですら松村利宏議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時20分といたします。

[午前 9時58分 休憩]

[午前10時16分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 大原孝芳議員。

○4 番 (大原 孝芳) では、私は2問の質問をしたいとします。

まず最初に「東日本大震災から10年の節目にあたって」という題で質問したいと思います。

今日は3月9日でございますので、3月11日、あさつてがちょうど東日本大震災から10年目となります。

それから、3月12日は長野県の栄村の震災も続いてございました。

今、メディアでは、10年間のいろんな、当時の津波の映像とか、それから現在の復興の様子などを毎日のように放映、あるいは新聞紙上でも見ることができます。

この間、中川村においてはどのような東日本大震災の関係があったかということをお話したいと思っております。

ここにも書いてございますが、2011年の3月11日2時何分ぐらいですかね、私はたまたま議会中でしたので、揺れに驚いてみんなで一斉にテレビを、何が起きたかとテレビをつけたようなことを記憶しております。

また、この庁舎にいても地鳴りが聞こえたように感じています。

ここにおいで課長の皆さん、あるいは理事者の皆さんも、当日はどんなような状況でこの震災を迎えたのでしょうか。

今回、東日本の大震災から10年ということで、中川村には、飯舘村の住民の皆さんにどんちゃん祭りを楽しんでいただきたいということで御招待したところ、どうですかね、当時30名ぐらいの方が第1回目は来ていただいたと思います。なぜ飯舘村の皆さんが中川村に来ていただけたかといいますと、私の同志でありました、亡くなってしまいましたが議員をやられていた湯澤賢一さんが発案者でございます。彼が飯舘の惨状をいろいろ見聞きし、どうしても中川村に御招待したいと。たまたま飯舘村は日本で最も美しい村連合の一員でございました。したがって、ぜひ中川村に御招待したいと、そんなことを私に申しました。私にも初めてのそういったことが可能かどうかということでありましたので、まず、じゃあどう段取りができるかということで、2人で、片道500kmありますが、日帰りで飯舘村へ行ってまいりました。当時はまだ東北自動車道は通れました。そのときたまたま連絡ついたのが、飯舘村の当時のサトウ議長さんっていう方と連絡が取れまして、彼を窓口にして、中川村のお祭りに来ていただく、そんな段取りをつけることができました。それ以来、ちょっと定かな記憶じゃないんですが四、五度ぐらいどんちゃん祭りに来ていただきました。

最初は、望岳荘に1泊して、あとは民泊みたいに皆さんがそれぞれのおうちに泊めてあげると、そんなような方法で行っていき、だんだん人数も増え、そして交流も広がってまいりました。

2年目ぐらいだったと思いますが、当時の村長さんは菅野さんっていう方で、つい最近までやっておりました。今は役場の若い方が次の村長になられたそうです。

また、議会でも議員の皆さん全員に来ていただき、ここにも数名のその当時いた議員もいらっしゃいますが、ここで議会の皆さんと懇談し、望岳荘で懇親もしながら、いろんな飯舘の課題なんかについてお話を聞き、そして私たちが放射能被害の惨状を本当に聞かされ、また今後どうなっていくんだろうねと、そんなような話をした覚えがございます。

それからまた、どんちゃん祭りに来ていただきながら、村民の皆さんも放射能の線量が大幅下がってきたことからどうしても飯舘村へ行って様子を見てみたいと、そういう方がいらっしゃいましたので、皆さんでバスを1台、中型バスを仕立てまして1泊2日で行ってまいりました。そのときには、もう皆さん、窓ガラスを開けるのも放

射能汚染が怖いから開けられないとか、そんなことを言う方もいらっしゃいました。当時、放射能汚染っていうのがどういうものか本当に誰もよく分かっていませんので、今は当たり前にも私たちが何シーベルトとかそういう単位なんかでも話しますが、その当時は本当にそういった知識もなく、また放射能ってどういうふうにして移動するんだという、そんなようなことも全然知らない中で、地域を回ってみたいと思いました。

それから、飯舘村の海辺のほうは、あっちは浜通りっていうんですが、浜通り、そして中通りって、だんだん陸地のほうへ来ているんですが、そこに南相馬市ってあります。そこへも行って、そこは本当にもう完全に建物がなかったり、基礎だけ残っていたり、まだ私たちが行ったときには船が田んぼの周りにあったり、トラクターが転がっていたり、そんなような状況でした。

しかし、飯舘村は、屋根の瓦が移動したり、シートで雨漏りを防ぐような、そういう状態でしたが、倒壊した建物はあまりありませんでした。

しかし、住民はほとんど避難していますので、ほとんど人けはございませんでした。そうした過程を経ながら、今回10年を迎えたと思います。

村民の皆さんも、住宅で泊めた方、それからお祭りで飯舘の皆さんと一緒にみこしを担いだり、そんなことをしたこともあるかと思います。

しかし、10年もしてみますと、だんだんテレビ、新聞、そういうメディアも報道しなくなり、こういった節目でしかなかなかあの状態を見ることができません。実際にどんなような復興をされているかも、なかなか村民の方は確認できません。したがって、忘れ去る、風化していくということはやむないような気がいたします。

しかし、災害というのは本当に——今も議員の一般質問でもいろいろ出ますが、いつか私たちがそういった被災者になることも考えられます。

そうした中で、長野県ではあまり——栄村では大変な惨状でしたが、なかなか全国で起きている災害については、私たちは、日常、緊張感を持って接することはできません。したがって、私は、こういう10年の節目の中でぜひ村長からも言葉を発していただき、また私もこういった議会の場をお借りして、本当に日本の国として福島の方を皆さんを温かく見守り、そして復興を願っていく、そういったことをすることが必要ではないかと考えました。

したがって、まず最初に村長に——今まで中川村の皆さんは飯舘村という限られた地域の皆さんとしかなかなか交流はなかったわけですが、今回の10年の節目に当たって、これから村民に対して1つの、何ていうんですかね、考え方、また住民としてそういった人たちを思い寄り添えるような気持ちが必要じゃないかというようなことをもしお話ししていただければありがたいと思って質問いたします。よろしくお願ひします。

○村 長 飯舘村との交流については少し調べましたので、私どものほうで記録が残っているところを整理してまず申し上げた上で、経過を申し上げた上で、その交流のきっかけって一体何だったのかということ、それから、これからじゃあどういふふうに、今、議員がおっしゃられたとおり、どういふ交流なり、福島県飯舘村をどういふふうに見て

いくのかというようなことについて、所感になってしまいますが述べさせていただきますと思います。

まず経過でございます。

2011年の3月11日、太平洋東北沖大地震が起きました。マグニチュード9.0ということで、大きな被害、津波被害が特に大きかったわけでありまして。その中で、福島第一原子力発電所の水素爆発、それからベントという排気をしたというところで放射能が拡散をされ、それによって付近の住民に強制——強制っていうか、避難指示が出たということでありまして。福島県の関連しておる皆さんは飯舘村のほうに避難をしたわけでありまして。飯舘村では、当初、放射性物質が大量に降り注いでくるということは知らせられなくて、避難してくる皆さんを受け入れておったと、こういう経過があります。その後で飯舘村も避難しなさいと、ここに住まないようにということで初めて知らされて、飯舘村は村ごと、役場もそうでありまして、ほかのところというか、福島県内に移住、それぞれのところに避難をさせられたというか、避難をしたという経過がございます。

私どもは、3月12日、地震が起きた翌日でありまして。駒ヶ根市が福島県二本松市と姉妹提携をしております。これは青年海外協力隊の訓練所が両市にあるという関係で姉妹提携をしておるわけでありまして、駒ヶ根市からの要請で、伊南地域の市町村について、ぜひ避難物資を届けるように協力をしてほしいと、こういう要請がありましたので、村もこれを受けまして、2名の職員が毛布、水、こういったものを緊急に積み込み、駒ヶ根市に集結をして支援をしてきたと、二本松市であります。こういう経過があります。

その後、実際に避難、今申し上げた経過の中で、飯舘村も大変な状況になっているということが分かりまして、じゃあどうしようということから始まったわけでありまして、議員お話のとおり、NPO法人日本で最も美しい村連合に両村が加盟をしていたことで飯舘村の存在を知ることになったことは事実であります。

そういう中で、中川村の有志の皆さんがまでの力ネットワーク村民有志の会を立ち上げまして、これをきっかけに村へ皆さんを招待したらどうかと、こういう提案があったことが初めてあります。

2011年、震災の起きた年の8月でありまして、どんちゃん祭りの前後と申したほうがよろしいかと思いますが、前日の日に菅野典雄当時の村長さんをはじめ議員の皆さん、団体の皆さんの54人が見えました。その夜にネットワーク主催のキャンドルナイトも行いました。

それから、6日の午後はどんちゃん祭りであります。

このときには、美しい村連合に加盟しているという関係もありまして、大鹿村と中川村の両議会、村議会の共催で飯舘村報告会を午前中に行い、これは、やはり放射能の中でどのように皆さんが避難をして大変な生活を強いられているかということになったわけですが、そういう催しをしたと。

午後に第20回どんちゃん祭りに参加をいただいて、飯舘村の虎捕太鼓という太鼓、

そういうグループ、それからYOSAKOIソーランをやるいいたて愛、それからみこしをまでの力ネットワークというこちらの皆さんがみこしを作って一緒に参加をすると、こういうことをやりました。

もう一つ特出的なのは、10月30日、同年の10月30日でありますけれども、東日本大震災緊急市民会議という団体があります。この支援要請を受けて米ですとか野菜、果物が村民の皆さんから届けられました。3,400kgという膨大な量になったわけがあります。これを保育園の保護者、それからネットワークの皆さん、それから村職員等で手分けをしまして、とにかくこんなに集まるとは思わなかったようでありまして、緊急市民会議の用意したのは1.5t車でありましたので、生鮮野菜を中心にまず送り、後で残りはネットワークの手配車で現地に届けたと、こういう経過が残っております。

それから、翌年2012年2013年と、また2014年2015年まで、どんちゃん祭りへの参加は両村も——両村というか、飯館の皆さんも参加をしていただいて、いろんな形でやってきたところであります。

最後は2016年でありましたが、どんちゃん祭りへの参加については大人みこしを含めて不参加の予定であったわけでありましてけれども、飯館の皆さんがどんちゃん祭りの花火を見たいという声が多く、10人くらいで見学に行きたいという連絡が役場のほうに来ましたので、それで特に飯館村と交流ということはどうたわずに静かに見ていただくということでありました。その年、ちょうど2016年が避難地域から飯館村への帰還に入ることになりましたので、これが最後の訪問になるかもしれないと、こういうことでの報告があったところでございます。

それで、経過をもう一つ言いますと、2017年の3月には、飯館村全村に出ていた避難指示は、村の南部にあります長泥地区という地区、この地区はまだまだに帰還困難区域になっておりますけれども、長泥地区を除き解除され、飯館村に帰ることになったということであります。

人口が地震の前には5,500人、6,000人近い人口がいたわけでありましてけれども、ホームページで見ると、今、飯館村に居住する住民の方は約1,400人ですから4分の1くらいしか村に戻っていないということも分かったところであります。

交流のきっかけについて幾つかの要素があったと考えられますので、申し上げたいと思います。

最初のきっかけは二本松市の支援だったということでありましてけれども、もっと先は、議員がおっしゃるとおり議員の中に飯館村に注目した方がいまして、その言葉の中に「までい」、中川村ではちょっと似た言葉で「まてい」ってよく言うんですけど、こういう方言で、何ていいますか、結構重なる部分があるということで1つ注目したということもあろうかと思えます。そういうところから、何とかならないかという、他人ごとと思えないということでの交流だったと思えます。

この当時は、避難をしている子どもたちを長野県の、夏でしたので長野県に招待をして、いろんなところで自然のキャンプとか、こういったことに取り組んでもらおうという取組がいろんなところで行われたことも事実です。

私どもは、たまたま美しい村連合に入っていたということで、飯館村の皆さんがやっぱり困難な生活をされているという意味で、一時でも、何ていいますか、心の開放に何かできないかということで、村民有志の方、までの力ネットワークが村に働きかけて実際の交流が始まったというふうに思っております。

それから、この交流についてはどんちゃん祭りの招待と団体の参加にとどまらず、原発事故が周辺に与えている実態を避難者本人から聞いて直接知る機会を得たいと、こういう機会に発展をしたことも事実でありまして、飯館村の現状を知る会というのを2回にわたって行ったということでございます。

さて、その結果であります。

先ほども申しましたとおり6年間の交流がされました。

避難指示解除で飯館村民の方が中川村に来る機会は一旦中止となったわけでありまして。これについてどうかということでありましてけれども、確かにこれは、経過の中では、そういう意味で、飯館村のほうに帰られましたので、多くの方とは申しませんが、住み慣れたところにまた戻ったという意味では、これで機会の1つは区切りがあって、それでいいのではないかと私は思ったところであります。

あと、現在、飯館村の復興が進む中で、帰還困難区域、長泥地区の指定解除に向けて村独自の考えで動き出しているということをおホームページと申しますか、インターネットのニュースの経過を見ておられますと書いてあります。

先ほどから話に出ております菅野典雄村長でありますけれども、6期24年だと思えます。村長を務められたわけでありましてけれども、きっかけは——きっかけというか、退任の前に大きな1つの決断をしたわけでありまして。全村民が元の家に戻ることにはできないだろうと。と言いますのは、長泥地区が依然として帰還困難区域に指定をされております。そういうふう考えた上で、帰還困難区域を解除してでも新しい飯館村出発の道を示そうと思って、去年の10月ですけど、ほかの帰還困難区域を抱える——全部で7市町村あるんですけど、7市町村とは一線を画していくと、そういう方向を打ち出しました。つまり、除染はしないで解除してほしい。ただし、当然人は住めませんので、それでもいいということだそうであります。そういう判断をした上で10月に辞任を、辞職というか、任期を終えられて、今は新しい村長が職に就いていらっしゃるということのようであります。

これからどうなんだということでありましてけれども、村としましては、やはりNPO法人の日本で最も美しい村連合に加盟しておる両村でございます。今年、村で総会が開催をされます。新しい——杉岡村長だと思えますが、新しい村長にぜひ来ていただくことを期待したいところでございますが、飯館村の復興と、先ほどから申しておりますとおりの帰還困難区域解除をしなければならない、こういうことの中で、じゃあどういふふうに村長はかじを切るのか、こういうことが重要な問題としてぶら下がっておりますので、はっきり申し上げて、コロナの中で村外に出る機会もままならない中では、飯館村のことが非常に難しくこちらに来るってことは非常に困難かもしれないけれども、もし何かの機会に来られれば、飯館村の皆さんを代表する

村長、それから何人か来られるかもしれませんが、そこら辺のところで、ぜひ旧交を温めながらというか、再会を果たしながら飯舘村の現状をお聞きする機会がつかればいいかなというふうに思っております。

非常に、ずっと長い間交流っていうものを続けられることはいいことなんですけど、飯舘村は飯舘村のやはりやり方があろうし、一番の問題は、やはり地震の後の復興と、やはり原発による放射能汚染・災害、こういったことでふるさとを奪われて、いまだに帰れないという、そういうことの難しさ、こういうことをやはりきちんと我々も継承する必要はあるというふうに思っております。

○4 番 (大原 孝芳) 今、村長、私も質問するにもっと調べればよかったですけど、村長が本当に時系列的に流れを全て、私も今思い出したところもありますし、また本当に今までの経緯を紹介していただいて、結構長くやってきたんだなっていうのが実感でございます。

先ほど、今年、美しい村の総会がここ中川村で開かれるっていうことで、私も非常に楽しみにしていますし、また村長がお見えじゃなくても村の方が、役場の職員も、あるいは商工関係の方も来られるかもしれませんが、ぜひ、またそのときは、多分こちらからもいろんなお話もしたりし、また向こうからも、何か事前に私もちよっとじゃあ議会の皆さんになるべく大勢来てほしいよねのようなことは言えるかもしれませんので、ぜひそんなところを——私たち議会のほうも今回は一緒に参画させていただけるっていうことでありますので、ぜひ友好再開を楽しみにしたいと思います。

先ほど村長が言われましたように、飯舘村って本当にあれなんですね、気の毒というか、何も電源立地のお金ももらっているわけじゃないし、ただ、その当日、水素爆発した放射能が何かずっと雲の流れで流れて、たまたまそこへ降ってしまったという本当に不幸な中で、それからまた菅野さんも、避難せずに、そこで老健施設を動かしてきて、相当バッシングを受けていましたよね、当時。つまり、要介護の方が施設で寝ているわけですよね、その人たちを移動せずに、そこでずっと施設を動かしてきたっていう。だから、すごく村内が二分するほどのいろんなあつれきを菅野さんはやってきて、本当に大変だったと感じます。

それから、今、飯舘は、私の知る限りでは、私も除染の作業中も見えてきたんですが、宅地と、それから農地は除染をしていました。しかし、宅地はするんですけど、本当に飯舘村は、中川村ほど急峻な山じゃないんですが、山の中に住宅があるような、里山の中に家があるような状況で、しかし山林はほとんど除染されていませんでした。つまり、宅地から10mまで入った山しか除染されないっていうことで、そうすると何が起きるかっていうと、雨が降ったり風が吹いたりしますと、積もっている放射能が舞ったり、あるいは雨水で流れてきて排水路に、だから除染した所は確かに落ちているんですが、また元へ戻ってしまうとか、非常に、いまだにそうじゃないかと思えます。

それから除染した土が——私もちよっと最近行っていませんんですけど、もう山盛りで、それも耕地においてあるんです。じゃあそれをどこへ持っていか、あるいは

どういうふう処理するか、本当にまだまだ見えない状況でありますし、当然、先ほど言われましたように30%未満の方しか帰ってきていないっていうことは、当然、若い人たちはそこでの子育てをほとんど諦めている、私はそういうふう聞いています。したがって、本当にこれから険しい道。

それから、百姓、ほとんど牛の牧畜が盛んなところでした。ですので、菅野さんも当然酪農家でしたよね。ほとんどの方が酪農家で、飯舘牛っていう牛を飼って、そしてそれをブランド品として売ってました。しかし、もう農業をできる村ではなくなってしまっています。

そういう中で、また機会があれば、ぜひ私たちも、また議会でもお願いできればありがたい、村民とも一緒に交流しながら、状況を見ながら、あの村がどうやって復興していくかと、そういうことをぜひ見届けていきたいと、そんな思いで討論をさせていただきました。

じゃあ次に参りたいと思います。

「関係人口の創出、拡大について」をお願いしたいと思います。

この関係については、まず関係人口という言葉が、知っている人はよく分かっているんですけど、一般住民の皆さんはなかなか分からない言葉、あまり接しない言葉じゃないかなと思います。私もよく分かっていなくて今回質問させていただいてるんですが、今回、いろんな新聞、あるいは国のほうでもホームページなど、あるいはネットの中でも「関係人口」って検索しますと本当に大きく出てきます。いろんな書籍もありますでしょうし、いろんな学者さんも関係人口について今回述べていると思います。

ざっくり言いますと、関係人口っていう言葉は、移住による持続的な定住人口でもなく、観光やイベントを通じた一時的な交流人口でもない、関係人口とは様々な形で特定の地域に継続的に関わろうとする人々のことであるというような見方を書かれている方もいらっしゃいます。

それからインターネットなんかで見ますと、関係人口っていうのが交流人口とどういうふう違うんだろうっていうときに、関係人口っていうのは非常に、何ていうんですかね、思いが強いついていうか、例えて言えば、すごい思想的に、例えば芸能人をすごい好きになって追っかけをやるとか、そういう例えをしている人もいらっしゃいます。つまり、例えば中川村の関係人口っていう定義をすると、本当に中川村っていうのが好きだと、だけど中川村をよくしようと思って好きなわけじゃない、ただ何か例えば食べる物が好きだったり、こういう人が住んでいるから好きだとか、非常に中川村にこだわって好きだという、そういうような人を関係人口っていうような例えを言う学者さんもいらっしゃいます。

ですので、例えば今回の一般質問の中でも交流人口とか関係人口っていう言葉がどんどん出ています。私もよく勉強していなかったもんですから、何をもって関係人口、関係する人ってどういう人を関係人口と呼ぶのかとか、そういう定義っていうものは使われる方がそれぞれお持ちで使われると思うんです。ですので、私も今日、関係

人口っていうのはこういうもんだなんていうことを言うつもりもないんですが、今回、質問の中で関係人口っていうのが出てきた背景っていうのは、どうも、国が地方創生の事業を始めようとしたときに、一極集中の人口格差をなくそうっていうことで都会からの人たちを地方に移動させようっていう、そういうようなもくろみで始めたんだけど、なかなか地方に——今回コロナの影響で少しはそういうものに歯止めがかかったんですが、なかなか人口の流出が、地方から都会へ行く人口がいまだに変わらなくて、なかなか地方の人口増にならないっていうような中から、どうもそれを、つまり定住人口を、住んでいただく人をみんなで、そんなことばっか議論していてもなかなか地方には人が来ないだろうと、そういう中で交流人口の発展的に、もう少し、何ていうんですか、概念として関係人口を増やすことで定住人口が多少、直結しなくても関係人口を温めることによって少なからずどこかにそういう影響は出てくるんじゃないかっていう、そういうような読みをしている学者さんもいます。

ですので、私は、今回、中川村の中において関係人口を意識してやる事業っていうのはなかなかなかったと思います。しかしながら、今始めようとしている交流センターとか、あるいはふるさと納税、それから先ほど言った飯館がそれに該当するかどうかわかりませんが、それからいろんな、ああ、あの事業が関係人口の事業だったんだねっていうような、そういうようなことはいっぱいあると思うんですね。

それで、ちょっと最初に、私は浅い勉強ですのであれですが、村長の中で関係人口の考え方っていうことと、それから、もし関係人口っていうことを意識した事業があるとしたら、今、中川村のどの事業が関係人口と関わっているとか、そんなお気づきの点があったらぜひ、そして関係人口の考え方も、もし村長のお考えが私とちょっと違っているんでしたら、またちょっと述べていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○村長 それでは、まず関係人口についての認識をどういうふうにしておるかということですが、これは議員おっしゃられたとおりであります。ものの本を読むと、このとおり、今のそのとおりかと思いますが、ものの本という言い方はありませんが、移住・定住でもなく、観光などに来た交流人口でもない、地域に継続的に様々な形で関わる皆さんで、双方においてメリット、価値を持つ者が関係人口と考えるということでありまして、移住ではなくても中川村の魅力を感じ関わっていただくことで村外の方が地域づくりの担い手になることが期待できる人たちというふうに言えるかと思います。どうい事業で、やっている事業で関係人口と捉えられるかということについて申し上げたいわけですが、そういうことですから、新聞によりますと、移住・定住、それから交流人口、幾つかあるんですけど、濃さをグラデーションっていう言い方で言ってみると、非常に薄いところからだんだん濃くなっていく、その非常にもやもやとしたような、集合体でいくとそういう部分とかの人たちということが言えるかと思います。

まず関係人口として言える皆さんは、中川村の出身の方、これは非常に地域に、中川については生まれた、育ったところですから、愛着を持っていらっしゃるというふ

うに思います。常に気にかけてくれているということ。

それから地域おこし協力隊、この皆さんは今現在7人いますけれども、村でも協力隊の皆さんがそれぞれの仕事をしております。まだ定住には、自分で3年間の中で、卒業をまだしていませんので、そのために今働いておるわけですけど、だんだんこういう皆さんが職を定め定住につながっていく、この途中ですから、こういう皆さん。

それから、ふるさと応援団という制度をつくりました。これは、中川村に非常に関心を持ってくださっている方で、飯田出身の方もいれば伊那の方もいる、東京の方もいます。それから、芸能人の方で観光大使だというふうに名乗っていただいているいろんな動画にも出演してもらっている方、こういう方々がふるさと応援団として今10人登録をさせていただいております。

それから美しい村関係で村を応援していただく皆さん、これは自治体ばかりではなくて、企業もそうです。例えば伊那市にある「かんでんぱぱ」、伊那食品工業の最高顧問の塚越さん、伊那食品工業の社長さんもそうです。また、カルビーとか、大きな企業では、有名なところではそういうのもありますし、関連するところでビジネスと一緒にビジネスチャンスを見ながらこういうところの仕事づくりをやってくださっている企業もあります。

お試し住宅の活用者、お試し住宅ありますけれども、今現在、申込みを含めますと累計で17人になっております。

それからファームサポートの利用者、ファームサポートにつきましては、もう17年前から村が、上伊那では私に言わせれば一番早かったです。下伊那のワーキングホリデーっていうのを参考にして制度化したものでありまして、農家に何人か来ていただいて、もうその農家が第2の住みかみたい——住みかっていう言い方はありませんが、第2の住居みたいにして農園のお手伝いをしたり、やっていただいている皆さん。これは少し人数が減りますけれども、令和元年度では23人になります。

それからふるさと応援寄附金の寄附者、これは非常にグラデーションの中の薄い方から、もしかしたらだんだん濃くなっていく方もいるかもしれませんが、約1,300人。

それから合宿利用者や農家民泊の利用者、令和元年度の合宿は273人です。昨年はコロナでそれがなかったわけでありまして、合宿が273人、民泊が523人の利用者の方がいました。こういう方は、1回でも中川村に泊まって、泊まる中で中川村を体験されている方でありまして、こういう皆さんもいます。

あと、飯沼には、上の平らといいますか、上の段に棚田があります。棚田の作業をずっと続けておるわけでありまして、これに関わっていただいております。こういった皆さんも考えられます。

という意味でかなり、人数だけを足し上げれば多くの皆さんが中川村の価値を共有し地域づくりに関わっていただいております。事業というのは、関係するものはこんなところかなと思っております。

もう少し加えさせていただくとすると、移住につきましては、非常に日本全体の人

口が減少している中で、確かに悪い意味では自治体で奪い合いになっているということも言えるわけでありませけれども、関係人口の増加は人口の減には関係ありませんので、例えば私が、いや、飯館もいいし、東京も憧れるとか、こういうような話もあるわけでありませるので、例えば、そういう意味では人口減少に関係なく、拡大の伸び代はやり方によっては大きいかなというふうに考え、また双方にメリットのある関係人口をこれから増やしていくってということが豊かで魅力的な村づくりにつながっていく、こういうふうにも考えるところでありませ。

○4 番 (大原 孝芳) 今、村長の話の中では、非常に関係人口の事業っていうか、関係人口を構築しようとしてやっているわけじゃないんだけど、結果的に、今、関係人口として分けると、分類すると、そういう事業になるっていうようなお話だと思います。

それで、今度②のほうになるんですが、ホームページなんかで見えていますと、近隣ですと高森町が、まず関係人口を中心にした事業を考えようっていう1つの事業を始めたって載っていました。それがタウンプロモーション計画の策定っていうことで、住民とか、つまりいろんな人たちを集めて、住民ですね、それでワークショップみたいなふうだと思うんですが、そこにファシリテーターみたいな——多分、国の機関の方だと思います。それが入って指導する形で、それで、要は関係人口を構築するとどういう村づくり、まちづくりができるかっていう、そういうことらしいんです。

ただ、失礼な言い方をしますと、当然、中川村の事業っていうのは、今までやってきたことは全然私も間違いないし、これから先も伸び代はあると思うんです。しかし、関係人口を構築することによって何ができるかっていう、何ですか、中川村にも当然総合計画がありますので、そこんところを言える立場じゃないんですが、ただ、そういう物の考え方の中心に関係人口を置くとまた広がっていくんじゃないかっていうような、そういうことだと思います。

それで、国のほうも地方創生の今の中では、あまり人気ないのか、どんどん使ってほしいって働きかけがいっぱいありますよね、ホームページなんかで。国のそういった中間機構を使って専門的な部門をつくって、どんどん国もお金出すからやりませうねって誘いもありますし。

そういう中で、例えば村長が今後こういったいろんな事業をやる中で関係人口をどういうふうに定義づけするかっていう、今までのようなやり方でも私は十分回っていくと思うんですけど、今回、こういった、そういう関係人口っていうことを本当に意識した事業展開っていうことが、国の制度を——この制度も結構面倒くさいと思いますよ。いろいろ見えていますと、K P Iとかいって、その数値目標を最後は多分要求してくるでしょうね。それで、使った以上はいろんな、役場の皆さんもますます仕事が増えちゃうかもしれないけど、そういう使い勝手の悪い政策かもしれないけど、そんなようなことも一緒にちょっと勉強していきませうとか、そこら辺のちょっと感觸をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○村 長 高森町の例については、ちょっとしっかり勉強しておりませないので何ともお答えし方がありませけれども。

いずれにしても、何か事業化していくときに、その集まってくる人たちのための満足度だけではなくて、その事業をやることによって多くの人が関心を寄せ、もちろん外の人もそうです。それが、いずれは中川村とか、そういったところに関心を持つことにつながるような取組、こういったことに常に意識をしながら村としてはやっていくというのがやり方の1つかなあというふうに思っております。

現在のところ、まず、新たに関係人口をどうやって創出していくのかっていうことですが、そのためには、まずやっぱり村を知ってもらわなければならないってことを思っております。村外からの交流の入り口を増やすことが必要になりますので、外来者が多いキャンプですとか農業観光っていうのは関係人口の確かに入り口になるというふうに思っております。そういう意味では、先ほど1つ忘れましたが、陣馬形キャンプ場に訪れた方、あるいは四徳のキャンプ場というか、中川村に来ている方は、やっぱりこれ、1つ中川村っていうのが、いわゆるキャンプのよく最近言われる聖地ですばらしいというふうに思っている方は、これ、数は分かりませませんが、物すごい数になるだろうなと思っておりますけれども、そういう意味でキャンプや農業観光は関係人口の入り口になりますので、これらの振興を具体的にしていくこと、これが関係人口の拡大につながるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、新たな取組として、先ほどからっていうか、いろんな方から取り上げられておりますけれども、坂戸橋の保存であります。坂戸橋の保存を広く皆さんに訴えていくこと、これがやっぱり、もしかしたら関係人口の創出と村により関心を持っていただけることの1つのきっかけには必ずなるだろうという気がしております。

それから、いろんな議員さんからももちろん言われておりますけど、中川村の景観っていうのは、非常に起伏に富んだ景観、その中に里山がたくさんあるわけでありませ、耕地と里山のつなぎ目、こういったところを守っていくような取組を具体的に進めること、こういったところにいるんな方に協力をいただくこと、こういったことも関係人口の新たな創出につながっていくだろうと、こんなふうに思っております。

そういう意味で、これらをやるときにおもてなしをどうしてもしてしまうような傾向があるんですけど、それは恐らく必要ないだろうなっていうことで、関係人口となり得るっていうか、中川村いいところだねって思う人は、やっぱりあまりおもてなしをしなくてもこのすばらしさっていうのはきっと分かるんでしょから、ただし、こちらで仕掛けづくりは必要だと思いますけれども、そんなことが考えられますので、自然に双方にメリットが生まれるような、そういう取組をこれからはしてまいりたいと、このように考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 私は、今、国の制度に乗って、それは地方創生の1つのメニューとしてセットされていますので、それをやる方がいいとは言わないんですが、ただ、ぜひ村長はじめ、ぜひ担当の——担当っていても、どの担当課でも関係人口に関わる事業って恐らくあると思うんですよね、あらゆるところで、あらゆる課で。ですので、ぜひ職員の皆さんも課長の皆さんも、ちょっとそこら辺、ホームページをのぞくと本当に関係人口の項目って多いんです。ですので、ちょっと目を通していただいて、

ぜひそういったことを意識しているんな会議の中で考えていただくといいのかなって、私はそんな気がして今質問させていただいています。

それから、最後になりますが、ちょっと新聞のほうで報道されたんですが、地域おこしのリーダーの採用ができるってということで、国に新しく市町村の支援制度として、協力隊と違うんですが、任期が3年で、国が年間650万円を上限に出して、市町村のそういったリーダーを採用できると、そういうような記事が載りましたので、今年度の事業ですので、ちょっと村のほうへそういった内容が届いているかどうか承知はしておりませんが、ぜひこれは活用すべきじゃないかなと思うんです。これ、協力隊よりまたもう一歩、もう一つ上の段階のプロの方を採用して、今言った、私だったら関係人口に特化した、そういったことにもし取り組んでいただければ非常にスムーズに、またいろんな幅が広がるんじゃないかと、事業の、そう思うんですが、この件についてはいかがでしょうか。

○村長 地域おこしのリーダーとなる人をとということかと思いますが、国は、市町村が重要なプロジェクト、企画を実施するときには、外部の専門家、地域、民間及び行政などが連携して取り組むことが重要となっているわけですが、そうした関係者間の橋渡しをしつつそのプロジェクトを実行できる橋渡しの人材が不足している、こういうことを国は考えているようでありまして、そういう人材を地域プロジェクトマネージャーとして任用する制度を今年から創出するというこのようであります。

制度の概要は、ちょっと地域おこし協力隊とは違いまして、もう少し専門的になるわけでありまして、既に例えば中川村との信頼関係を結んである方、地域おこし協力隊の卒業者、外部で地域づくり等実績がある人などを任用するというような制度になっております。

また、この制度のいいところとして、人を雇うと、どうしてもその人件費ということが頭に来てしまうわけでありまして、財政措置があります。プロジェクトマネージャーの雇用に対する経費を対象に1人650万円を限度に特別交付税措置があると、1市町村当たり1人で3年間で上限になるというところは、地域おこし協力隊や集落支援制度よりも金額の面等から見ますと非常に有利な制度かなあと思います。また、そういう人材ですから経験も要るし、やはりそのぐらいのお金を、当然、人件費を払わないと、というか見ないと、愛着とやり手だけではなかなか難しいかなあというふうに思っております。ただし、住民異動をして、当然のことなんですけど村に来ていただくという必要があります。

活用の案としては、国は移住・定住の施策、空き家活用、地場産品を生かした特産品の開発、企業支援、地域間交流などを挙げておるようであります。

村でもチャオの周辺の活性化、昨日の議員の皆さんの御質問にもありましたが、例えばチャオ周辺の活性化などを継続的に進めるときに、じゃあどうしていったらいいのかっていうところに、例えばこういう方に間に入っていただいてプロジェクトを推進すると、活性化のプロジェクトですね、こういう方法も考えられます。

ということでありまして、これから、本格的には、国としましたら令和3年の夏以

降この動きが活発化するだろうということが既に新聞でも言われておりますので、これは制度としては非常に面白いと思いますので、次の中で具体的な事業に詰まっておったり、そういうときには専門家を入れて考えていくということも当然あり得ることですから、専門家っていうのは橋渡しになるマネージャーですね、プロジェクトマネージャー、そういうことも十分検討には値するというふうに思っております。

○4番 (大原 孝芳) そういった有利な制度ですので、どんどん活用されたいと思います。

今日、一般質問させていただきましたが、やっぱりコロナも終息してくれば、今までのやり方と大きく変えなきゃいけないところもありますでしょうし、逆に本当に心配な面もあるんですが、逆にわくわくするような、これからこんなことができるっていうような、考え方を変えれば非常にチャンスでもあると思います。

人口は、確かに中川村は5,000人を切って、もう4,800人台ですか、これは自然減ですよ。ですから、人口が減ってもこの村はちゃんとやっていますし、またみんなが元気でおれるという、本当にちょうどいい規模の村じゃないでしょうかね。

ぜひ、コロナの後、行政の皆さんと議会、私たちも一緒になって、本当に、何ていうんですか、住みやすい村をつくっていく、そんなコロナ以降にしたいと、そんなことを述べまして、一般質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

次に、2番 飯島寛議員。

○2番 (飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問します。

真打は最後に登場ということを言われますが、これまで議員の皆さんは大きな中川村を見据えたすばらしい質問ばかりですが、私は極めてローカルな、足元しかおまへは見えないのかというような質問でございますが、ぜひ耳をお貸しいただきたいと存じます。

私もかつては、昨日来話題になっている観光案内所をつくれだとか、ふるさと納税をやれだとか、そういう村を見据えた質問をいっぱいしてきましたけれども、今年から横前地区の総代を仰せつかったときに、お、足元って、今までの先輩方は、ああ、今までがこうだったからこういうふうにしていこうよ程度で済ませたかもしれませんが、何となくこれは問題がやたら大きいぞというようなことに気がつきましたので、その意味を含めまして一般質問をさせていただきます。ちょっと前段が長くなって恐縮です。

まず1番目として「新型コロナウイルス感染症対応について」といって大きな問題を挙げておりますが、問題は今申し上げましたように非常にささやかな問題ですので、笑わないで聞いていただきたいと思います。

私は、今申し上げましたとおり、現在、横前地区総代を仰せつかっております。

横前地区では、毎年3月には敬老会が開催されていましてけれども、昨年新型コロナウイルス感染症の感染拡大により敬老会での懇親会が開催できずに、敬老に該当する75歳以上の方々に折りを配布したところ、地区のお年寄りの方々から喜びの声

が聞かれました。当時、副総代として、地区の役員としてとてもうれしく、ありがたく思いましたし、コロナで懇親会ができないってということに対して公民館の役員や係の皆さんが機転を利かせた取組をしている姿に感謝もしましたし、本当にありがたいと思いました。

質問に入ります前に村長さんに、村長は、村内各地がコロナ禍でいろんな行事を開催できずにいる中で、横前地区では、昨年、敬老会で敬老者の方々に折りを配ったということをお聞きだったので、知っていたか知らなかったかだけお答えいただきたいと思えます。

○村長 議員の御質問で知りました。  
○2番 (飯島 寛) それまで知らなかったということによろしいですね。そうしましたら、それに関連して質問事項が若干変わってきますので、よろしくお願ひします。

本年も公民館から新型コロナウイルス感染症のために敬老会は開催しないと連絡を受けましたので「当然、去年のように折りを配るんでしょう？」と尋ねますと、今年はやりませんということの回答でした。去年はできて今年は何でできないのか尋ねますと、去年は敬老会を開催できる予定で折りを手配してあったからだという回答でした。

「だったら、これから手配すればいいんじゃないの？」と言いますと、折りからも感染する可能性はゼロではないと、折り配りが原因でコロナ感染が発生する可能性があると言います。テイクアウトが原因での新型コロナウイルス感染症は全国で1件も発生していないと言いますと、可能性はゼロではないよということばかり主張します。

敬老会についての私の認識は、今般のコロナ禍では、敬老会に該当する方々は不要不急の外出が制限され、いやが上にも引き籠もり、巣籠もりを余儀なくされ、外部との通信が遮断されており、私たちが想像する以上のストレスに悩まされている、コロナ禍で皆が集まった敬老会は開催できませんが「心ばかりの品をお持ちしました。頑張ってコロナに打ち勝ちましょうね。」と言って折りをお届けすれば、懇親会がなくてもお年寄りの皆さんは必ず喜んでくれるはずだというものでした。

そんな思いから、コロナ感染症については、緊急事態宣言が出されているのは10都府県であり、それも飲食を伴う営業を8時までとするものであって、マスクを外しての外出、飲食の自粛だということや、加えて緊急事態の宣言は2月末には幾つも解除される見通しだし、3月7日での解除申請も検討されているんじゃないのっていうようなことを説明して、現在、世界的にも国内でも減少傾向があるよと、長野県下でも新規感染者が減少してきておいて警戒レベル1になってきているよということも説明しました。

さらに、現在は状況ももっと変わってきておいて、首都圏の非常事態宣言の2週間延長も言われていますし、その後どうするんだという対応まで協議されているということですし、高齢者向けのワクチン接種もカウントダウンに入ってきているというような状況に入っています。

しかしながら、幾ら説明しても、緊急事態が宣言されている状況下においては、折りを作った方や配布に携わった方に感染者がいた場合は、敬老会の対象者の皆さんに

大変不安な思いや苦しい思いをさせることになる、最悪の場合は生命の危機にもつながる可能性もゼロではないと、報道を全く聞いていないのか、状況分析もできていないのかと耳を疑いたくなるような言い方で折りの配布の中止を訴えてきました。やる気がないなら強制することもできない、仕方がないというふうに考えまして、敬老会での折り配りを公民館に依頼することは諦めました。

このことについての経過報告として、2月25日の地区協議会において、中川村では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として3月1日より第2弾プレミアム商品券の発行を予定していますし、また今現在も飲食店がテイクアウト販売を増加することを展開しておいて、2月22日の長野日報新聞には駒ヶ根商工会議所の「テイクアウトやデリバリー応援」「飲食店スタンプラリー」の記事や伊那市と伊那市労組の「飲食事業者応援 2プロジェクト」の記事が掲載されていることも協議会でお伝えをしました。

加えて、協議会では中川村商工会の「中川村のテイクアウトを利用しよう！」とか、望岳荘新聞の折り込みチラシを示しまして、コロナ禍での生き残りをかけた飲食業に携わる方々の必死の取組をお伝えしました。

公民館の役員に協議会での説明を、こんなことまで思っているんですよという気持ちを伝えようと思ひまして、今私が申し上げた協議会での内容を、公民館の方々にも読んでおいてねという形で、議事録を抜粋してお伝えしました。

このことに関連しましては、隣接する下伊那地区ではお弁当のデリバリー開始の報道がありました。コロナ禍で歩む飲食業の皆さんを助けようとする活動が、中川村だけでなく隣接する下伊那でも始まっております。日本中でこうした機運が高まってきたおのも事実でございます。

以上の経過から、敬老会はその地区でも新型コロナウイルス感染症の感染を警戒して中止している地区が大半だと思ひますけれども、若い世代は、コロナ禍であることだけを理由として他人との接触を回避しようとしているのではないかと、マスクを着用して新型コロナウイルスに最大限に回避した上で、コロナ禍で話し相手がおらず孤立しつつあるお年寄りに救いと癒しの手を差し伸べるといふ行動を取る気がないのか、嫌なんだなというふうに感じざるを得ませんでした。人は「若い人たちは皆そうなの。」と言います。私は、コロナをうつしそうだからとか、コロナ禍で寂しい思いをしているお年寄りに寄り添うとかせずに、全国で飲食店を救済しようとする機運の高まりを無視する若者たちにいら立ちを覚えました。

○村長 こうした若い人たちの認識に対する村長の考えとか認識をお聞きしたいと思ひます。まず敬老会について申し上げます。先ほど、横前分館の敬老会だと思ひますが、折りを昨年配られたということについて、ちょっと私も存じ上げておりませんでしたので、敬老会についてちょっと申し上げたいと思ひます。

敬老会については、趣旨は、私たちが育てて地域の今の姿の基をつくってきた、いわば先輩の人たちに対する感謝の気持ちで催すものかというふうに思ひしております。

高齢になれば、足腰も弱く元気に活動できない方もいれば、相変わらず気持ちも若

く、私たちの年代から見てかなり耳障りなことを言う方もいるわけでありませうけれども、こういう方々に接すると意外に気づかされることも多いということを感じます。単に高齢者が一堂に会する場所を提供する、これが敬老会ではないというふうにも私も考えておるわけでありませう。これは、葛島分館主催の敬老会に毎年、今年は御招待いただけませうでしたけれども、毎年参加をさせていただいておまして、そこで感じることでありませう。集まって踊ったり、子どもたちからおじいさんおばあさんに向けた感謝の作文の発表、それから歌、踊りなどを見させてもらったわけでありませうけれども、これは非常に手作り感があっていいもんだなあというふうにも思いました。

しかし、コロナ禍では、密集、密接の中での会話、お酒が入るスタイルの集まりはしないという申合せが徹底しているというふうにも考えれば、これもやむを得ないのかなというふうにも考えるところでありませう。

せめて、会の開催ができないことを説明して折りを届けるようなことができないのかという地区総代としての議員さんの言うことももっともというふうにも思うわけでありませうけれども、ここは、実際の実施主体、責任主体がどこにあるかということ考えますと、やはりこれは公民館役員の判断が最終的で、これに任せるしかないのかなというふうにも思うわけでありませう。

2点目、また、若い人たちは皆高齢者に対して冷たいということは決してないと思ひます。年配の人から見れば、勤めとか子育てとか、日々の生活に非常に忙しいわけでありませう、なかなか高齢者の皆さんを、高齢者から見て自分たちを顧みてくれないという、その寂しい、一抹の寂しい気持ち、こういった気持ちの発露が「若い人は皆そうなの。」という言葉に表れるのではないのかなというふうにも感じるわけでありませう。

ちょっと私ごとに戻ります。回り順で神社の氏子総代を今務めさせていただいておるわけでありませうけれども、コロナの感染症を防止するために今は神事のみというような上からの、神社庁といいますか、系列からの通知が来ておまして、言い方は悪いんですけど、この通知をよいことに子どものみこしやささやかな屋台を中止としたことに、実はやれやれという気持ちがあったことは否定できないわけでありませう、正直なところ。若い人に限らず、やっばりずくを出すということは誰しも結構面倒なことかと思ひわけでありませうけれども、やって得られることはそれなりに多いということも事実でありませうので、これは、そういう気持ちを持っていろんなところでやらなきゃいけないのではないかなということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○2 番 (飯島 寛) 公民館の在り方についてる御説明をいただきまして、ありがとうございました。

実は私も議会のほうから公民館審議委員のほうを仰せつかっておるもので、そちらのほうにも顔を出させていただきまして、また横前地区の分館長も経験しておるもので、公民館の活動についてももっとも根本的に人との心と心の触れ合いを大事にするものだという認識は持ち合わせておったつもりでありませう。

続きまして、今、村長の話とは逆に感謝かもしれませうけれども、地方の若い世代の

人たちは、コロナ禍だということで、全てネットで済ませて、たとえ僅かであってもリスクを負ってまで行動しない傾向が見られると私は思っております。

中川村の新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金事業や中川村商工会の先ほど申したようなテークアウトを利用しようという試みや望岳荘新聞のような折り込みのような対策事業、これを支えようとする飲食店だけではない中小企業支援策が若者たちにどの程度受け入れられるのか、非常に心配しております。

私が最初に村長に、横前地区では、昨年、敬老会に代えておりを配りました、知っていますかと質問したのは、知らなかったとすれば、コロナ禍の中で各地区がどのような状況で行事に取り組んでいたのか、公民館だからということでも放置したのか、それとも、そういったことで何かいいことをやっておるところはないかということも鵜の目鷹の目で情報管理をやっていたとはとても言えないのではないかとことを申し上げたいと思ひます。

中川村がテークアウトやデリバリーを推進し飲食店、仕出し店など食料に関するお店をサポートするならば、こうした情報をもっと早く入手し、昨年、横前地区では敬老会に代えておりを配ったそうです、村の業者は日時等を指定していただければ必要な数の折りを指定した場所にお届けします、皆さんの地区でもこうした取組をしませんかと村内全域の公民館に発信したとすれば、公民館の運営を担う若者たちに折りを媒介とした福祉活動に対する意識の喚起を促すとともに、村内業者への前向きな取組として評価されることになり、ある程度の成果や意識の高揚が図れたと思ひます。

これはあくまで結果論ですけれども、何事もビジネスチャンスになるという認識に立って、中川村の村内業者への対応策と支援策に対する中川村観光開発株式会社代表取締役でもある村長の期待度と見通しについてお聞きしたいと思ひます。

○村 長 議会の皆様には、中川村のいろんな意味での住民の状況といひますか、いろんな飲食店、それから観光業の実態、もちろん製造業の現状、こういったものも、その都度、コロナの中で状況をお話しし、支援策についてはあらかじめ提示をし、全て予定どおりお認めいただいております。ここでは、そういったことについて、今現在でも第2弾のプレミアム商品券の発売、これを予算でお認めいただきましたので、3月1日からこれを配布しております。現在も順調に売れておるところでありませうし、今までやってきたことについては、また改めて報告をさせていただくということで、今日はそれぞれのことについては控えさせていただきます。

いろんな意味で、中川村の飲食業の状況については、従事する方の御意見ですとか、いろいろお話を聞いた上で、テークアウトのやり方、それから観光協会が主体になって、花も3回以上、300円以上消費をしていただいた方には花も無料でプレゼントしますよという、そういうような取組をすることによって、何ていひますか、花を作っている農家、こういう皆さんも一番影響を受けましたので、こういうところもいいよということやってきて、これも非常に好評いただいて、また村民の皆さんもよく理解していただいて応援をさせていただいて、予算どおり、既定どおりの消化につながっております。

今、第2弾の飲食業の支援の状況もやっておりますので、これについても結構機能しているのではないかというふうに思います。数字は、またきちんと報告をして、また皆様にもお届けをして、現状の評価をしっかりとしていかなければいけません、そんな手を打ってきております。

ほかにもいろいろなことをやっておりますけど、なかなか村民の皆さんにまで、若いところまで浸透しているのかという、1つそういう御意見もいただきましたので、ちょっとこれは、宣伝の方法は、インターネットですとか、村のホームページ、いろんなことを通じて、紙媒体もそれぞれのお店でも出していますし、これ以上はちょっとできないのかなというふうなやり方をしていますけど、もっと直接、地区の役員の皆さんにこんなふうにしていきますよという、あえてそういうことはしておりませんが、方法としてまだまだ理解が得られないとしたら、ちょっと何かほかには、もっとやればずっと需要の喚起があるのかなということについては、また御意見をぜひ聞かせていただきたいと思っています。というのは、まだ対策はまだまだ続きますのでということです。

それから、観光会社の社長としてどういうふうに現状を思っているかということですが、中川観光開発の業績については御報告をしたとおりでございますし、非常に難しい状況だというふうに思っております。

G o T o トラベル、これも、過去、国は出したんですけど、これがどういうところに流れているかという、やはり、何と申しますか、有名なとか、旅館と申しますか、ホテルというか、名の通ったところに、全てこちらのほうに流れていってしまって、1万円から1万4,000円～1万5,000円台で宿泊できるような観光業者、宿泊業者のところには全く目が来ていないのは事実です。

そういう意味で、観光会社としてのこれからの打ち方、これはもっと必死で研究して生き延び策を見つけなきゃいけないなというふうに思っておりますのと、中川ばかりじゃなくて、近隣でももう——ちょっと余談になりますけども、下伊那には先ほど4番議員からお話のあった町のところの宿泊施設があるんですけど、指定管理を外れると、経営が行けなくなってしまったということも出ておまして、ちょっと対策については、私もどうしていったらいいかということはこれから真剣に考えつつ行かなきゃいかんと思っています。

長くなりましたが、ぜひ、今やっていることについては、一生懸命、御協力いただいて手は打っておりますけれども、まだここが足りんぞということについては、例えば若い人の中でまだまだ知られていないようでしたら、ちょっと方法について議員の皆様からも御意見を頂戴して、若い人たちにも浸透できるような、そんなふうにしていきたいなと思っています。

ただ、若い人がネットでいろいろのことを済ませてしまうというところの消費の対象と、今回、村がやろうとしておりますいろんな部分での消費の喚起の層は、もっと底辺のところ、食品だとか、いろいろそういう部分にあるところで、かみ合わないんだと思っていますので、バッテリーしないとか、そういうことだと思っていますの

で、それはそれで、ベースのところでは行政はきちんとやっていく必要があるというふうなことは常に思っております。

○2 番 (飯島 寛) 別に私は村長さんを批判したわけではございませんので、誤解がないようお願いしておきます。

ただ、私が申し上げたいのは、目線をもっと下げて、もっとポジティブに、ネガティブに考えないように、おい、ちっとも飲食店盛ってこないけどどうしたらいいんだろうっていうマイナス思考に走っちゃいますと、いいアイデアはちっとも浮かんできません。例えば先ほど私が横前公民館の折り配りをしたのは、これも1つのビジネスチャンスになるんだよというようなことで、どこかにそういうビジネスチャンスになるこの機会がないのかということを考えてくだされば結構です。

例えばの話、今度のクーポン券も、私ごとで恐縮ですが、子ども用のやつがうちの家庭にも2枚届きました。そしたら、たまたま家内が3月生まれですので、弁当をこれ取ってホームパーティーにしようというような形で考えていることを私は耳にしましたんで、ああ、それいいことじゃんというようなことで言っていますし、そういうことを、ありとあらゆることをもっとPRして、こういうことにも使えますよ、こういうことにも使えますよということでビジネスにつなげていくということを認識していただければありがたいというふうに思っております。

続きまして2番目の質問に入ります。

「地区加入金、地区費の取り扱いと、地区不加入世帯について」

横前地区には、規約等として横前地区規則と横前地区選挙内規がありますが、地区費及び地区加入金の徴求について金額制定の経過や取扱規則等が規定化されたり、保存されておられません。関連事項として横前地区規則に加入金は時の協議会にて定められているのみです。

横前地区では、地区費年額2万円を2月に一括集金しています。この年額については、平成31年調査、片桐区で下から2番目に低い水準で、決して高くないと認識しておりますが、2月に一括集金することについては、毎月集金にすると地区会計と各組の組長の業務が煩雑になるということで、3年ほど前に変更したとのことでした。

本年も2月に全戸一括集金を各組長に依頼しました。ところが、ある組長から組内に年金だけの生活者がおり、2月の年金支給月に2万円を一括で納めてしまうと残りが少なくなってしまうので年金支給月に分割納付させてほしいとの相談があったという報告を会計から受けました。そのとき私は、ただ分割納付にしてあげれば済むものではない、何か対応策を講じねばならないというふうに感じました。

過去には、独り暮らしの老人世帯の地区費を免除していたという事例もありましたけれども、どういった基準で免除したのか、あれはかわいそうだからやめておこうか程度のもんだったのかどうか、全然記録が残っておりませんでしたので、役場総務課に照会をしましたところ、他地区でも4つほど減免することができると規定しているところがあるけれども、具体的なものは無いというようなことが報告というか、お聞きをしました。

そこで、減免対象となる事項を次のとおり考えました。

- 1番 独り暮らし世帯で決まった収入がない。
- 2番 独り暮らし世帯で年金生活世帯である。
- 3番 後期高齢者のみの世帯で年金以外に収入がない。
- 4番 母子・父子世帯で決まった収入がない。
- 5番 母子・父子世帯で年金生活世帯である。
- 6番 障害者同居世帯で決まった収入がない。
- 7番 障害者同居世帯で障害者年金、老齢年金のみの世帯である。
- 8番 生活保護措置世帯である。

私の薄っぺらな頭ではこの程度のことしか思い浮かばなかったわけですが、こういった対象を抽出してみたものの、どの程度の減免とするのか、対象とする世帯の収入基準をどう判断するのか、減免該当事項に漏れはないのか等々問題があって、簡単には決められないということが分かりました。

さらに、こんな重要なことを自分の地区だけ、横前だけの地区だけで勝手に設定していいものか、地区間で差があつていいのか、非常に難しい問題であるというふうに認識しております。

そこで、地区費の減免対象とする世帯の収入基準や対象世帯についての判断の最小限の基準を全村的にガイドラインとして村で示すべきだと考えるわけですが、こうしたことは可能かどうかお尋ねします。

○村長 結論から申し上げますと、村がお示しすることはやはりできないというふうに思います。可能かと聞かれば、やっぱりできませんというふうにお答えするしかありません。

例えば、年金だけで収入されている方はたくさんいらっしゃいます。ぎりぎりの生活をされている方にとっては、地区費の負担が大変であるということは十分想像できます。

私の隣に独り暮らしのおばあさんが住んでいらっしゃいますが、その方も大変な状況であるということも分かっております。

ということでありまして、そのような方の生活の実態や負担能力ということを判断するっていうことは、一概には実はいかないわけでありまして、例えば、実際の収入額ですとか、離れて暮らす家族、息子さん夫婦、東京とかか都会で暮らす皆さんから支援があるかもしれないと、十分な地区費を払ってな何とかいく方もいるかもしれないということでもあります。

そういうことで、つまり、減免規定のある地区もあると思いますけれども、実際の運用は事情を踏まえて役員会等で協議をして決定をするということだろうと思っております。この方法は、それ以外にはないだろうなというふうに今のところ思うところでもあります。

分割納付とすれば済むものではないという考え方もあるわけでありましてけれども、確かに本質的なところではそのとおりかと思っておりますけれども、お話の事例は集金の方

法によって対処できることもあると示しているのではないのでしょうか。

月々の口座振替としている地区もあります。

それから、各地区それぞれが過去の経過を踏まえまして知恵を絞って地区を運営されていると思うわけでありまして。

総代会という場がございますので、皆さんの悩みや工夫を共有して、その上でそれぞれの地区の実情に合ったやり方をさせていただく以外——以外というか、それが一番、今のところ、そこによるしかないのかなという思いであります。

総代会もコロナ禍ということですのでできるだけ集まりがなくてできるようにしていく半面、それぞれの皆さんの顔を突き合わせながら議論するというのも、非常にそういう場がないということで、こういう機会がないということにつながりますので、非常に難しいわけでありましてけれども、情報交換の場やなんかは、ぜひするか、あるいはそれぞれで持っていらっしゃる質問について課題を挙げておいて、この地区ではこんなふうに質問を出して、こういうことで今困っているけど、どういうふうに考えていますかということを集約して、それぞれのところへまた投げ返すというようなやり方、こういったことも考えられますので、村としては、総代会の事務局を担わせていただいておりますので、そういうことは一生懸命やりたいと思っております。

○2番 (飯島 寛) 恐らく決まったことに物差しを当てるということは無理だというふうに私自身は解釈しております。

せめて、ひな形だとか、ガイドラインだとか、総代会の協議事項だとかいうことに踏み出してもらって、お互いにすり合わせをしてくださいだとか、そういう方向性は出してもらわないと、こんなことで——次の質問にも関係しますが、地域間格差、地区間格差が結構生じそうなことがあります。だから、先ほど横前の地区の地区費は下から2番目っていうようなことを申し上げたのも、やはり地区のことを任せっきりだといろんなところで格差が出てきちゃう、そういう認識だけは持っていたきたいというふうに思っていて、次の質問に参ります。

横前地区では地区加入金を8万円としています。

しかしながら、最近では地区加入を拒否したり、地区行事に参加しない理由にして地区加入金を準地区加入者として半額を負担するというような世帯が出てきています。また、残念ながら、そこに至った経過等も記録されておられません。なぜ記録しななんだって言って責めることもできません。

最近では、空き家を別荘として利用したいっていう情報も来ております。

また、ソーラー発電についても、現在、準加入者として複数の半額地区費を頂戴している事例もありますけれども、そのときに地区加入金を頂いたのか頂かなかったのかということも記録に載っておられませんので、その今後の取扱いにも苦慮しております。

また、最近、新しくソーラーをやりたいっていう事案が来ておりますので、この前、全協で機微し加入に関わる確認書っていうものをいただくように準備を進めておりますけれども。

そういうわけで、やむなくて横前地区新規加入関係つづりというのも新たにファイ

ルを作りまして、加入記録をパソコンで入力するとともに、地区加入経過を永久保存として文書化してファイルにつづり込むこととしました。これは規定がないので地区総代の独断でやったことではありますけれども、とにかくこれを記録にしていかなとどうにもならんぞということでございました。

今後、地区加入金や地区費の徴求ができない新規転入者が増えてしまうと、以後、新規転入者に地区加入をお願いして地区加入金や地区費を支払ってもらえるかどうかという事は分かりませんし、挙げ句の果てに過去の徴求漏れを知られて、そのことを指摘されれば何にも言えません。地区加入金をもらえたか、もらえなかったかというのは、そのときの地区総代の交渉手腕が問われるなんていうことになったら大変なことになります。

各地区が新規加入者の対応に苦慮しているとの認識が村長にもおありになるのか、知ってはいるが、先ほどの答弁にあったように各地区任せとしているのか、お聞きしたいと思います。

○村 長 そういう実態があるというのは、過去にもそんな御質問をほかの議員さんからもいただいた経過があることは承知しております。

地区費、地区加入金を徴収している地区と、この在り方について、実はさんざ議論をして、もう廃止をしているという地区も中にはあります。はなからアパートの多い地区では、こういったことが、地区加入金という概念がなかなか難しいものですから、これも最初からないというところもありますし、続けているところ、それは、やはり共通のよりどころである、いわゆる寄り合い所というか集会施設の維持、それから道路や水路等の共通の維持費のために要るんだよということで集めてきた経過もあることは承知をしております。承知をしておりますけれども、私どもとしては、これは地区のそれぞれの自治の姿というしかお答えはできませんもんですから、それ以上のことは申し上げられない。

ただし、最近の中では、移住してこられる方が、私どもとしても移住して中川に住むよっていうときに、こういうことで地区費が要りますよとか、そういう実態はできるだけお伝えしようということにして、納得した上で地区に入って地区の一員として活動してもらおうということは一生懸命やろうと思っておりますけれども、誠に逃げようで申し訳ないんですけど、これは、やはり地区独自でそれぞれの情報を得ながら将来に向けてどうなんだということをずっとお考えいただく中で判断をしてもらえないのかなということでございます。

○2 番 (飯島 寛) 期待どおりの回答で、ありがとうございました。

先ほど来話に出ています総代会で配付された資料の中に、中川村総代会の名で、地区、隣組への加入をお勧めいたしますという文書がありました。しかし、この文書ではあまりにもインパクトが弱いと思います。お勧めではなくて、加入メリットを前面に出した依頼文書としていただきたいと思います。

そこで、総代会の今言ったお勧めの文書のことを参考に、横前地区と隣組御加入のお願い文書を作成しました。そこには地区加入金と地区費も載せてあります。総代会

のお勧め文書とこの作った文書との両方で、今後、地区への新規加入者の方に地区加入のお願いをしていく予定としております。

私感となりますけれども、日本で最も美しい村連合に加盟して中川村のよさを売り物にしている状況下であって、この美しい村に魅力を感じて新規に中川村に移転してこられる方もあろうかと思えます。しかしながら、村内に統一した基準がありませんと、今後、地区に加入しない方が増加することになれば、先ほど来申し上げているように、地区間格差も生じますし、中川村の住民の方々との間にあつれきが生じるおそれもあります。幾ら整備は進んでも新規加入者と住民の間の良好な関係の構築という体制整備が遅れる結果となってしまうことが懸念されます。

そこで、地区に転入してくる方々の多くは建設業者や不動産業者を媒介として転入してくるのが大半だと思われまますので、あるいはネットかもしれません。近隣の建設業者や不動産業者に働きかけて、新規加入の場合には地区加入金等の措置を講ずるよう業者に依頼をかけていくことも一案と考えます。

こうした地区加入金推進策というよりも地区未加入者を防止する策を何かしら手を打つていう考えは村長におありになるかどうかお聞きします。

○村 長 その前に——その前にといたしますか、順番が逆になりましたけれども、先に私のほうで全体のお答えをさせていただいて、遡って地区加入のお願いの文書の扱いについて総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

業者の皆さんにつきましては、できることなら協力をお願いしていきたいというふうに思っております。

御質問にありますとおり、地区加入推進策の考え方というのは今のところ持っていない、今の時点では持っておりません。

不動産の業者さんですとか、そういった業者の方から見れば成約につながる事が第一でありましょうし、地区加入を敬遠している方、中にはいるわけでありまして。全ての方が地区加入を前提にして来ていないことも事実でありますので、そういう方には、地区加入を敬遠している方には、その点を十分に働きかけないかもしれません、業者さんは。

不動産業者の皆さんとの関わりについては、空き家の活用や移住の促進という点からも大きな課題であるというふうに認識をしております。しかし、業者の特定が非常に難しく、実現には至っていないところでございます。

村内の建設業の皆さんは、地区加入については理解していただけるものというふうに思っておりますし、建設業の皆さんの中にも宅地建物取引業の認可を得た方々もいらっしゃると思いますので、こういう方と、細かい点では非常に気心が知れたというか、中川村がよく分かっている方ですから、こういう方ともう少し綿密に話をしながらいくことは、やぶさかではございません。

あとは、総務課長のほうから具体的なことは答弁をいたします。

○総務課長 それでは、総代会の事務局を担当しているという立場で村へ転入されてきたときの御案内の仕方という点についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

御質問にありましたとおり、村では、転入をされてきたときに地区への加入の御案内ということで御質問にありました文書をお渡ししているところでもあります。あくまで共通のものと、総代会で作った統一ものということでお渡しをしておりますが、地区に転入されたのちにそれぞれの地区で、総代さんでありますか、組長さんか分かりませんが、地区加入へのお願いをそれぞれされていると思います。そのときに文書を使っているのか、口頭だけなのか、そこまで把握をしておりますが、いずれにしろ地区の役員の皆さんが個別にお伺いして御案内をされているものというふうに承知をしておるところでございます。

文書のインパクトが弱いという点につきましては、総代会としての御要望ということであれば、事務局の立場で検討してまいりたいというふうに思います。

その中で地区加入のメリットというお話がございました。

地区の活動内容がそれぞれ微妙に異なりますので、何をどうメリットというふうに出していくかという点は統一できるのかどうかということが分かりませんが、これがメリットであるというふうに銘を仮に打つとしますと、その点は地区の中でもよくこれを打ち出していくのかという点は統一をしておいていただいて、何か実際に来てみると言われたこととやっていることが違うというそごが生じないような御配慮をお願いしたいというふうに思います。

○2 番 (飯島 寛) 私が先ほど申し上げましたように地区加入のお願い文書とか新規加入者の管理ファイルというものを作ってありますので、総務課宛てにメールで送らせていただきますので、その部分について転作を加えていただいて、また御返送をいただきたいと思います。

それでは、今後、どんどんどこどこ地区不加入者が増えてきて收拾がつかなくなるおそれがあるということに警鐘を鳴らしまして、私の質問を終わります。

○議長 これで飯島寛議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後0時03分 散会]